

日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、
条約実現に真剣に努力するよう求める意見書

昨年12月、第71回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を2017年に招集することを決定する決議（『多国間核軍備撤廃交渉の前進』）が多数（賛成113、反対35、棄権13）で採択された。交渉会議は今年3月と6月・7月に国連本部でひらかれる。これは核兵器禁止条約の実現に向けた歴史的な動きである。核兵器禁止条約の交渉が開始されれば、生物毒素兵器や化学兵器など大量殺戮兵器が法的拘束力をもつ協定（条約）によって禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し廃絶する道が開かれるからである。

核兵器の廃絶は、人類の生存に関わる緊急・死活の課題であり、それは「各国の軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議からも、国際紛争の解決に武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、さらには、人類で唯一国民が被爆の体験を持つ国の政府としても当然、日本政府が支持し、積極的に推進すべきものである。

日本政府は、3月からニューヨークの国連本部で開催される交渉会議に参加し、核兵器禁止・廃絶を提起し、そのための条約実現に真剣に努力するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

} 様